(趣旨)

第1条 この告示は、若者の定住促進及び地域の未来を担う人材の確保を図るため、本市に定住し、備前市圏域の事業所等に就職する者で奨学金の返還を行うものに対し、予算の範囲内において、備前市定住促進奨学金返還補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。この場合において規則中「市長」とあるのは「備前市教育委員会」と読み替えるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程 に限る。)、大学(専攻科、大学院の修士課程、専門職大学院及び短期大学を含み、通信に よる教育を行う学部及び研究科、別科並びに大学院の博士課程を除く。)、特別支援学校 (高等部に限る。)、高等専門学校及び専修学校(以下「高等学校等」という。)をいう。
 - (2) 備前市圏域 備前市、岡山市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気郡和気町、赤穂市及 び赤穂郡上郡町の6市2町の区域をいう。
 - (3) 備前市圏域の事業所等 備前市圏域に存する事業所(個人事業主の事業所を含む。)をいう。
 - (4) 常用労働者 次に掲げる者のうち、いずれかに該当するものをいう。
 - ア 期間の定めのない労働者若しくは1年以上継続して雇用される労働者であって、かつ、 雇用保険被保険者(一般被保険者に限る。)であるもの
 - イ 期間の定めなく自営業を営んでいる事業主若しくはその従業員(期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用される労働者に限り、アに該当するものを除く。)
 - (5) 定住 本市の住民基本台帳に記録され(外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は 特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。)、かつ、当該住所地を生活の本拠と していることをいう。
 - (6) 市税等 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。 (交付対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 大学等を卒業又は前職を退職した翌月から通算して3年以上本市に定住し、かつ、備前市圏域の事業所等において通算3年以上常用労働者として就業していること。
 - (2) 別表に掲げる奨学金の返還金の3年間相当分の支払を完了していること。
 - (3) 第5条第1項の申請をする日における年齢が、満30歳未満であること。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。

(5) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、別表に掲げる奨学金の区分に応じ3年間分の返還金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、区分の上限額を超える場合は上限額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表の複数の区分にわたり返還をした場合は、いずれか2区分までをその対象とし、同項の規定により算定した区分ごとの額の合算額とする。

(交付対象候補者の認定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、備前市圏域の事業所等に常用労働者として就業 した日から起算して1年以内に、備前市定住促進奨学金返還補助金交付対象候補者認定申請 書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
 - (1) 在職証明書(様式第2号)(給与等の支払者が複数ある場合は、その全ての支払者による 在職証明書)又は自営業等従事申立書(様式第3号)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 大学等の卒業証明書の写し
 - (4) 奨学金の貸与証明書又はこれに準じるもの
 - (5) 前各号に定めるものの他教育委員会が必要と認める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の対象となる候補者の認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の審査により認定された者(以下「認定交付対象候補者」という。)が、 退職、転出その他の事由により前項に規定する認定の要件を満たさなくなったときは、同項 の認定を取り消すものとする。

(認定交付対象候補者の認定内容の変更)

第6条 認定交付対象候補者は、前条第2項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに備前市定住促進奨学金返還補助金交付対象候補者の認定内容の変更届(様式第4号)により教育委員会に届け出なければならない。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする認定交付対象候補者は、第3条各号に規定する要件を満たしたときは、速やかに備前市定住促進奨学金返還補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
 - (1) 在職証明書(様式第2号)(個人事業主にあっては、直近の3年間の確定申告書又は住民税申告書の写し)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 奨学金の返還証明書又はこれに準じるもの及び奨学金の返還明細書
 - (4) 市税等の完納証明書

- (5) 前各号に定めるものの他教育委員会が必要と認める書類 (交付決定)
- 第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の 交付の可否を決定し、その旨を備前市定住促進奨学金返還補助金交付決定通知書(様式第6 号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定による通知を受けた日から30日以内に備前市定住 促進奨学金返還補助金請求書(様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。

(交付決定等の取消し等)

- 第10条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この告示の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る 部分に対する補助金を既に交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の 返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該返還命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、平成40年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、 失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は認定交付対象候補者の通知を受けた 者については、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。

別表

| 補助対象となる奨学金の区分 | 上限額 |
|----------------------------|----------|
| 独立行政法人日本学生支援機構の第1種及び第2種奨学金 | 540,000円 |
| 公益財団法人岡山県育英会の育英奨学金及び修学奨学金 | 540,000円 |
| 備前市奨学資金貸付規則第3条に規定する奨学金 | 540,000円 |